

## 野田市水道事業告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和8年3月4日

野田市水道事業管理者 中沢 哲夫

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地  
名称 楽天ペイメント株式会社  
所在地 東京都港区港南二丁目16-5 NBF 品川タワー
- 2 指定公金事務取扱者として指定をした日  
令和8年3月4日
- 3 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日  
令和8年3月4日
- 4 委託期間  
令和8年4月1日から契約期間満了の日まで
- 5 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入  
水道料金、閉栓手数料及び下水道使用料